

<記載例>

この報告書では、【会社の事業年度の事業の状況】・【※6月1日現在の状況】を報告していただきます。事業所ごとに3部作成し、6月1日から6月30日までに提出してください。

様式第11号（第1面）

（日本産業規格A列4）

許可番号	派36-000000
事業所枝番号	1 許可証の左下隅に記載あり
許可年月日	平成27年10月1日

6月1日現在報告のみの場合は、
年度報告を二重線で抹消すること

※労使協定方式を採用している場合は、
労使協定書（及び労使協定において就
業規則等の他の規則を参照している場
合は、該当箇所の写し）を2部添付し
てください。電子でも受付しています。

労働者派遣事業報告書 （年度報告）
※（6月1日現在の状況報告）

令和8年 月 日 報告日

厚生労働大臣 殿

提出者 株式会社徳島労働
代表取締役 徳島 太郎 住所/押印 不要

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしきがいしゃ とくしまろうどう		
1 氏名又は名称	株式会社 徳島労働		個人：氏名 法人：事業主名称
2 住所	〒(770-0851) 徳島県徳島市徳島町城内6-0 （許可書に合わせる） (088)000-1234		
(ふりがな)	とくしま たろう	役名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	徳島 太郎 個人の場合空欄	代表取締役	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ とくしまろうどう じゅききゅうじぎょうしよ		
4 事業所の名称	株式会社 徳島労働 需給事業所 「〇〇事業所」等もれなく記載		
5 事業所の住所	〒(770-0851) （ビル名階数等まで） 徳島県徳島市徳島町城内6-0 (088)000-1234		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	下表①参照
許可申請・許可更新時の企業規模・産業分類と同一が原則			
7 産業分類	名称	労働者派遣事業 主たる事業の細分類の名称	分類番号 細分類番号(4桁数字) 9121 日本標準産業分類 (総務省HPより検索出来ます)
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日 元号年月日で記載(決算年度等変更の場合は注意説明P9参照)		
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有	2 無	許可・届出番号 職業紹介事業の許可・届出
親会社の情報	10 親会社の名称	下表②参照	
	①労働者派遣事業の許可番号	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
11 請負事業の実施	有	2 無	うち構内請負の実施 「有」の場合、2面(2)「請負事業の売上高」を記載 1 有 2 無
12 備考	報告書作成担当者：徳島 太郎 連絡先：088(000)-1200		
※労働局記入欄	「請負」とは 当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約すること(民法上の請負・委託・委任)。一般的には「請負契約(表現によらず)」の締結によって行われる。 昭和61年旧労働省告示第37号(派遣と請負の区分基準)による請負が該当		「構内請負」とは 発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと 製造業の構内請負の場合「1有」の数字に○印
		企業規模(常時雇用する労働者数・資本金)の大幅な変更、 産業分類が変更になった場合その内容を記載	

表① 中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人

表② 親会社とは

- ①派遣元事業主を連結子会社とする者
- ②派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者
- ③派遣元事業主の資本金の過半数を出資している者
- ④上記②、③の者と同等以上の支配力を有する者
(派遣先事業主のことではありません)

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）※

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	
		通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者※	100	「通算雇用期間」とは、実際に派遣元事業主に雇用された期間のこと			
②派遣労働者総計	40 (=a+b, =c+d)	30 (a)	20	10 (b)	3
③無期雇用派遣労働者	10 (c)	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30 (d)	20	10	10	3

(2) 労働者派遣事業の売上高

売上高は消費税を含む額 決算後の金額

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

⑤日雇派遣労働者 ④の内数 2

雇用安定措置の対象者

⑥登録者 ※ 末日現在雇用されている場合は④の内数計上 20

「派遣見込み」とは、派遣就業することが見込まれていること。(例)半年契約の派遣の場合、2回目の更新で「1年以上派遣見込みがある」と判断。

※登録制度のある事業主のみ

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
32	2	11	1	6	4	7	1	0	0	-

(1) 欄の⑥の「登録者」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であって、既に雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。

(6) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

①労働安全衛生法第59条の4の規定に基づく安全衛生教育

雇用時・作業内容変更時・危険有害業務の場合には実施義務があります

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号

「2面：補足資料」のページ参照

教育の方法の別

1 座学
2 実技

教育の実施主体の別

1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他

受講した派遣労働者数

1人当たりの平均実施時間

教育の内容	1	2	3	4	5
イ 設備稼働教育	2	2	7	2	
ロ 保護具と安全装置	1	2	7	1	
ハ	4	9		2	
ニ	6			1	
ホ	7	9		1	

2項目まで記入可

許可申請・許可更新時の労働者派遣事業計画書（様式第3号）に基づき実績記入（随時見直し可能）

③主な派遣先事業主（取引額上位5社）

氏名又は名称	所在地
株式会社A	徳島県徳島市
株式会社B	徳島県吉野川市
C株式会社	大阪府大阪市
	所在地は区市町村まで記載

※ 有料・無料職業紹介の許可・届出 (i) 行っている場合…有料・無料職業紹介事業報告書との関連に注意 (ii) 行っていない場合…イ欄のみ「0」ゼロ（他空欄）

②その他の教育訓練（①及び（11）に係るものを除く）

訓練の内容	訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別	1人当たりの平均実施時間
イ コンプライアンス研修	2	1	1	1	1
ロ 情報セキュリティ研修	2	1	1	1	2
ハ					

※キャリアアップ以外の教育訓練 第6面の訓練内容は含まない。

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数（人）	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数（人）
1	1	0	0

雇用安定措置の対象者
A:同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある方
B:同一の組織単位に継続して1年以上3年未満派遣される見込みがある方
C:(上記以外の方で)派遣元事業主に雇用された期間が通算1年以上の方

(8) 雇用安定措置（法第30条）の実績

「対象派遣労働者数」には、各期間に該当し、かつ、A及びBについては、就業継続を希望する者の総数を書くこと（雇用安定措置を講じなかった人数を含む）。また、複数の措置を講じた場合は、それぞれの措置の人数に含めること。

計	5	延人数	1	1	1	1	3	備考
3年見込み								理由を記入
2年半から3年未満見込み								
雇用見込みでなく同じ職場への派遣見込みです	3						3	派遣契約更新の見込み
1年未満見込み（※1）	2			1	1	1		

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。
※2 (7) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

派遣元事業主に最初に雇用されてから、報告対象期間末日までの総雇用期間が通算1年以上（間に登録状態があってもよい）

「6月1日現在の状況報告」のみの場合には、(2)欄・(3)欄は空欄

(3)①と③の数字は同じにならない

派遣労働者の賃金欄は、派遣労働者に支払われた**全ての賃金**（給与、交通費、賞与など労働の対価及び諸手当を含む）を**総労働時間で除したものに8時間**を乗じた金額を記入
***賃金にも総労働時間にも有給休暇分を含む**

(日本産業規格A列4)

様式第11号 (第3面)

日雇派遣労働者は(第5面)②へ

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

協定対象派遣労働者の賃金額を記入(対象者がいない場合は空欄)
R7. 4. 1以降で報告年度内に契約対象がいれば記入
 例)3月決算の場合:R7. 4. 1~R8. 3. 31までの額

一人が複数の業務に対して派遣している場合は、 主たる業務 に入れて下さい。	派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数	20,614	25,047	20,147	11,897	14,000		13,000	
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者	19,843	20,093	19,440	12,974	13,385	13,385	12,313	12,313
08 建築・土木・測量技術者								
09 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	29,000	14,138	14,884	14,884	12,647	12,647
10 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師, 獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師, 助産師								
14 -1 診療放射線技師								
14 -2 臨床検査技師								
14 -3 その他の医療従事者								
15 その他の保健医療従事者	12,000	0	12,000	8,580	0	0	8,580	8,580
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家, 記者, 編集者								
22 美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者								
23 音楽家, 舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者								
26 会計事務従事者								
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

職種ごとの合計
 記載職種の合計数 = 全業務平均 (小数点以下四捨五入)
 例: 派遣料金 (消費税を含む)
 派遣労働者平均 20,614 = (19,843 + 30,000 + 12,000) ÷ 3 (↑四捨五入した金額)
 無期雇用派遣労働者 25,047 = (20,093 + 30,000) ÷ 2

派遣労働者の[賃金]の総額 × 8時間
 派遣労働者の総労働時間
 全派遣労働者、無期、有期、それぞれ計算式を当てはめる。(小数点以下四捨五入)

紹介予定派遣や産前産後休業の代替等
 ・へき地の医療機関への看護師等の派遣することが認められていることに注意

派遣先から得た[派遣料金]の総額 × 8時間
 派遣労働者の総労働時間
 全派遣労働者、無期、有期、それぞれ計算式を当てはめる。(小数点以下四捨五入)

「基本的な算出の考え方」

例) 派遣業務「07・08製造技術者」(無期雇用3名、有期雇用のべ3名の派遣労働を1年間行った。時間外労働なし・遅早欠勤なし。)

派遣料金の計算式
 《報告対象期間中の派遣料金の総額》 ÷ 《報告対象期間中の派遣労働総時間数》 × 1日あたり8時間

無期	月極400,000円 × 12ヶ月 × 3名 × 消費税	÷	年間派遣総労働時間	×	1日あたり	÷	小数点以下四捨五入
	¥15,552,000		6,192H		8H		¥20,093
有期	@2,250 × 3名の年間総労働時間 × 消費税	÷	3,840H	×	8H	÷	¥19,440
平均	派遣料金の総額(無期+有期)	÷	総時間数(無+有)	×	8H	÷	¥19,843
	¥24,883,200		10,032H				

賃金の計算式
 《報告対象期間中の派遣労働者の総賃金》 ÷ 《報告対象期間中の派遣労働総時間数》 × 1日あたり8時間

無期	月給+各種手当+賞与	÷	上記総労働時間	×	8H	÷	¥13,385
	¥10,360,000		6,192H				
有期	時給+各種手当	÷	上記総労働時間	×	8H	÷	¥12,313
	¥9,331,200		3,840H				
平均	総賃金(無期+有期)	÷	総時間数(無+有)	×	8H	÷	¥12,974
	¥16,270,000		10,032H				

職業分類変換表

日本標準職業分類	厚生労働省編 職業分類	日本標準職業分類	厚生労働省編 職業分類
01 管理的公務員	003 その他の管理的職業	33 販売類似職業従事者	047 販売類似の職業
02 法人・団体役員	001 法人・団体役員	34 営業職業従事者	048 営業の職業
03 法人・団体管理職員	002 法人・団体管理職員	35 家庭生活支援サービス職業従事者	052 家庭生活支援サービスの職業
04 その他の管理的職業従事者	003 その他の管理的職業	36 介護サービス職業従事者	050 施設介護の職業 051 訪問介護の職業
05 研究者	004 研究者	37 保健医療サービス職業従事者	028 保健医療関係助手
06 農林水産技術者	005 農林水産技術者	38 生活衛生サービス職業従事者	053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業 054 浴場・クリーニングの職業
07 製造技術者	006 開発技術者 007 製造技術者	39 飲食物調理従事者	055 飲食物調理の職業
08		40 接客・給仕職業従事者	056 接客・給仕の職業 096 -03 旅館・ホテル客室清掃整備員
09 建築・土木・測量技術者	008 建築・土木・測量技術者	41 居住施設・ビル等管理人	057 居住施設・ビル等の管理の職業
10 情報処理・通信技術者	009 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発） 010 情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）	42 その他のサービス職業従事者	058 その他のサービスの職業 030 -01 学童保育指導員 -03 保育補助者、家庭的保育者 049 -10 福祉用具専門相談員
11 その他の技術者	011 その他の技術の職業	43 ~45 自衛官・司法警察職員等	060 自衛官 061 司法警察職員 059 警備員 062 看守、消防員 063 その他の保安の職業
12 -1 医師	021 -01 医師	46 農業従事者	064 農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）
12 -2 薬剤師	021 -04 薬剤師	47 林業従事者	065 林業の職業
12 -3 歯科医師、獣医師	021 -02.03 歯科医師、獣医師	48 漁業従事者	066 漁業の職業
13 -1 看護師	023 -01~03,99 看護師 准看護師	49 生産設備制御・監視従事者	067 生産設備オペレーター（金属製品） 068 生産設備オペレーター（食料品等） 069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）
13 -2 准看護師	023 -01~03,99 看護師 准看護師	50	
13 -3 保健師、助産師	022 -01.02 保健師、助産師	51 機械組立設備制御・監視従事者	070 機械組立設備オペレーター
14 -1 診療放射線技師	024 -01 診療放射線技師	52 製品製造・加工処理従事者	071 製品製造・加工処理工（金属製品）09以外 072 製品製造・加工処理工（食料品等） 073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）
14 -2 臨床検査技師	024 -03 臨床検査技師	53	
14 -3 その他の医療従事者	024 -02,04~08 その他の医療従事者	54 機械組立従事者	074 機械組立工
15 その他の保健医療従事者	025 栄養士、管理栄養士 026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業	55 機械整備・修理従事者	075 機械整備・修理工 071 -09 自動車板金工
16 社会福祉専門職業従事者	049 福祉・介護の専門的職業 029-01 保育士 030-02 児童館指導員	56 製品検査従事者	076 製品検査工（金属製品） 077 製品検査工（食料品等） 078 製品検査工（金属製品・食料品等を除く）
17 法務従事者	012 法務の職業	57	
18 経営・金融・保険専門職業従事者	013 経営・金融・保険の専門的職業	58 機械検査従事者	079 機械検査工
19 教員	029 保育士、幼稚園教員 031 学校等教員	59 生産関連・生産類似作業従事者	080 生産関連の職業（塗装・製図を含む） 081 生産類似の職業
20 宗教家	014 宗教家	60 鉄道運転従事者	087 -01 鉄道運転士
21 著述家、記者、編集者	015 著述家、記者、編集者	61 自動車運転従事者	083 貨物自動車運転の職業 084 バス運転の職業 085 乗用車運転の職業 086 その他の自動車運転の職業
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	017 デザイナー 016-01 美術家、イラストレーター	62 船舶・航空機運転従事者	087 -01 鉄道運転士以外 088 その他の輸送の職業
23 音楽家、舞台芸術家	018 音楽家、舞台芸術家	63 その他の輸送従事者	
24 その他の専門的職業従事者	019 図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く） 032 習い事指導等教育関連の職業 020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業 011 -01 通信機器操作員	64 位置・建設機械運転従事者	089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業
25 一般事務従事者	033 総務・人事・企画事務の職業 037 一般事務・秘書・受付の職業 その他の総務等事務の職業 電話・インターネットによる応接事務の職業 医療・介護事務の職業	65 建設躯体工事従事者	090 建設躯体工事の職業
26 会計事務従事者	038 会計事務の職業	66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）
27 生産関連事務従事者	039 生産関連事務の職業	67 電気工事従事者	094 電気・通信工事の職業
28 営業・販売事務従事者	040 営業・販売関連事務の職業	68 土木作業従事者	092 土木の職業
29 外勤事務従事者	041 外勤事務の職業	69 採掘従事者	093 採掘の職業
30 運輸・郵便事務従事者	042 運輸・郵便事務の職業	70 運搬従事者	082 配送・集荷の職業 095 荷役・運搬作業員
31 事務用機器操作員	043 コンピュータ等事務用機器操作の職業	71 清掃従事者	096 清掃・洗浄作業員
32 商品販売従事者	044 小売店・卸売店店長 045 販売員 046 商品仕入・再生資源卸売の職業	72 包装従事者	097 包装作業員
		73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	098 選別・ピッキング作業員 099 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
		99 分類不能の職業	

様式第11号 (第4面)

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金 (日雇派遣労働者を除く) (続)

	派遣料金 (1日 (8時間当たり) の額)			派遣労働者の賃金 (1日 (8時間当たり) の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者	—		—					
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ~45 自衛官・司法警察職員等								
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 生産設備制御・監視従事者								
50								
51 機械組立設備制御・監視従事者								
52 製品製造・加工処理従事者								
53								
54 54 機械組立従事者								
60 55 機械整備・修理従事者								
61 56 製品検査従事者								
62 57 製品検査従事者								
63 58 機械検査従事者								
64 59 生産関連・生産類似作業従事者								
65 60 鉄道運転従事者								
66 61 自動車運転従事者								
67 62 船舶・航空機運転従事者								
68 63 その他の輸送従事者								
69 64 定置・建設機械運転従事者								
70 65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
71 66 建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)								
72 67 電気工事従事者								
73 68 土木作業従事者								
74 69 探掘従事者								
75 70 運搬従事者								
76 71 清掃従事者								
77 72 包装従事者								
78 73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

第3面、4面(7) ①最新の日本標準職業分類(総務省)に基づく職種別に算出して記載

令和7年度 地域別最低賃金 全国一覧

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	引上げ率【%】	発効日
北海道	1,075 (1,010)	65	6.4	令和7年10月4日
青森	1,029 (953)	76	8.0	令和7年11月21日
岩手	1,031 (952)	79	8.3	令和7年12月1日
宮城	1,038 (973)	65	6.7	令和7年10月4日
秋田	1,031 (951)	80	8.4	令和8年3月31日
山形	1,032 (955)	77	8.1	令和7年12月23日
福島	1,033 (955)	78	8.2	令和8年1月1日
茨城	1,074 (1,005)	69	6.9	令和7年10月12日
栃木	1,068 (1,004)	64	6.4	令和7年10月1日
群馬	1,063 (985)	78	7.9	令和8年3月1日
埼玉	1,141 (1,078)	63	5.8	令和7年11月1日
千葉	1,140 (1,076)	64	5.9	令和7年10月3日
東京	1,226 (1,163)	63	5.4	令和7年10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	5.4	令和7年10月4日
新潟	1,050 (985)	65	6.6	令和7年10月2日
富山	1,062 (998)	64	6.4	令和7年10月12日
石川	1,054 (984)	70	7.1	令和7年10月8日
福井	1,053 (984)	69	7.0	令和7年10月8日
山梨	1,052 (988)	64	6.5	令和7年12月1日
長野	1,061 (998)	63	6.3	令和7年10月3日
岐阜	1,065 (1,001)	64	6.4	令和7年10月18日
静岡	1,097 (1,034)	63	6.1	令和7年11月1日
愛知	1,140 (1,077)	63	5.8	令和7年10月18日
三重	1,087 (1,023)	64	6.3	令和7年11月21日
滋賀	1,080 (1,017)	63	6.2	令和7年10月5日
京都	1,122 (1,058)	64	6.0	令和7年11月21日
大阪	1,177 (1,114)	63	5.7	令和7年10月16日
兵庫	1,116 (1,052)	64	6.1	令和7年10月4日
奈良	1,051 (986)	65	6.6	令和7年11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	6.6	令和7年11月1日
鳥取	1,030 (957)	73	7.6	令和7年10月4日
島根	1,033 (962)	71	7.4	令和7年11月17日
岡山	1,047 (982)	65	6.6	令和7年12月1日
広島	1,085 (1,020)	65	6.4	令和7年11月1日
山口	1,043 (979)	64	6.5	令和7年10月16日
徳島	1,046 (980)	66	6.7	令和8年1月1日
香川	1,036 (970)	66	6.8	令和7年10月18日
愛媛	1,033 (956)	77	8.1	令和7年12月1日
高知	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
福岡	1,057 (992)	65	6.6	令和7年11月16日
佐賀	1,030 (956)	74	7.7	令和7年11月21日
長崎	1,031 (953)	78	8.2	令和7年12月1日
熊本	1,034 (952)	82	8.6	令和8年1月1日
大分	1,035 (954)	81	8.5	令和8年1月1日
宮崎	1,023 (952)	71	7.5	令和7年11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	7.7	令和7年11月1日
沖縄	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
全国加重平均	1,121 (1,055)	66	6.3	-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

一部派遣禁止業務が含まれていることに注意

「99分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記入

「日本標準職業分類(総務省)」53~72までの分類番号は労使協定書で使用している「厚生労働省編職業分類」54-57~77までの分類番号と同様です。記載する際は、間違いがないように確認をお願いします。

協定対象派遣労働者の賃金額を記入(対象者がいない場合は空欄)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	21,500	18,000	
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

全業務には以下の者の派遣労働も含まれる
 ①60歳以上の者
 ②いわゆる屋間学生
 ③副業として従事する者(生業収入500万円以上)
 ④主たる生計者以外の者(世帯収入500万円以上)

令第4条以外の業務も含む賃金の平均(小数点以下四捨五入)
 「令第4条に該当しない日雇派遣のみ」の場合は、全業務平均のみ記入

令第4条以外の業務も含む派遣料金の平均(小数点以下四捨五入)
 「令第4条に該当しない日雇派遣のみ」の場合は、全業務平均のみ記入

義務 マージン率等の情報提供は派遣法第23条第5項により義務付けられています
 毎事業年度終了後速やかに前年度分の実績を公表してください
 *前年度の事業報告書にマージン率を加筆したものを公開することでも問題ありません

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載	
インターネット 自社HPor 人材サービス総合サイト掲載	○	「マージン率等」とは、事業所ごとの以下の内容 ①事業所ごとの派遣労働者の数 ②派遣先事業所数 ③マージン率(下記参考にて) ④労働者派遣に関する料金の額の平均額 ⑤派遣労働者の賃金の額の平均額 ⑥教育訓練に関する事項 ⑦労使協定の締結の有無(労使協定の範囲、有効期間) ⑧その他派遣事業の業務に参考と認められるもの
書類の備付け		
その他()	○	

(参考)
【マージン率】 = $\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$ (少数第2位四捨五入)
 ③及び⑦の情報に限らず、情報提供義務のあるすべての情報について、原則として、インターネットの利用による情報提供が必要となります。(令和3年4月1日)
 人材サービス総合サイト
<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/> への掲載申込みも可能

労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うこと

様式第11号 (第6面)

希望する全ての派遣労働者に教育訓練の内容・実施形態等について説明できる者であること

(11) キャリアアップ措置の実績 許可申請・許可更新時のキャリア形成支援制度に関する計画書(様式第3号-2)に基づき実績記入(随時見直し可能)

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち派遣元責任者との兼任状況		キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
		うち社内の者 最低1名は社内	うち社外の者	職務経験あり	知見あり
計	1	1	0	1	0
キャリアコンサルタント	0	有資格者(国家資格) 社外の者でもよい		—	—
上記以外の担当者	1	1	0	1	0
営業職	1	派遣先と連絡調整を行う営業担当		1	0
その他	0	0	0	0	0

キャリアコンサルティングの経験者・職業能力開発推進者の就任経験者・3年以上の人事担当の職務経験

キャリアコンサルティング等の職務経験は無いがその知識を有する者

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数				実施した者の人数				
	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
計	20	5	15	5	0	5	5	0	5

実施を希望する派遣労働者には全て実施。実施方法に定めはない

1、2、3ごとに別業にして記載し、それぞれに該当派遣労働者の番号を○で囲む

報告対象期間中の派遣労働者の人数[全派遣労働者数≥実施を希望した者の人数≥実施した者の人数]

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別	訓練の主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を、重複計上しないこと)				1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT 4 その他	1 事業 2 派遣 3 訓練 4 その他	1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
5H (イ) 工場ルール、製品・品質知識	1	1			5	10			2		1	1
3H (ロ) 使用機器操作・治工具取扱要領	1				3				2		1	1
4H (イ) マシントラブルシューティング												1
4H (ロ) パソコン能力研修												1
4H (イ) 職種に応じた資格取得支援		4	5	5	12	4	8		2	1	1	1
4H (ロ) 顧客ニーズと目標管理		3	1	2	3	1	2		備考			
4H (イ) マネジメン			5				12		2	1	1	1
2H (イ) OA機器操作									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)	12	32	12	24	1～3年目のaの合計 (c)				56			
この欄で作成した教育訓練のこと(ただし、有給かつ無償でない場合は対象外)人数 (b)	1	4	1	6	1～3年目のbの合計 (d)				6			
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)	12	8	12	4	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)				9			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)					1,346 (四捨五入)				派遣労働者の賃金(1日(8時間あたり)の額)の1時間あたりの金額と矛盾はないか 徳島県最低賃金(令和3年1月1日)※1,046円			

計画時

5H

3H

4H

4H

4H

4H

4H

4H

2H

2H

2H

2H

2H

2H

2H

2H

2H

2H

2H

「キャリアアップに資する教育訓練」=キャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練
・全ての派遣労働者を対象(登録・日雇派遣者含む)。(能力を十分有している等対象者数に算入しなくてもよい場合あり)
・有給かつ無償
(教育訓練を受講するためにかかる交通費が、派遣先との間の交通費より高い場合は、差額を派遣元事業主が負担する)
・キャリアアップに資する内容であること
(OJTについては計画的なOJTであること)
・入職時の教育訓練が含まれていること
(最初の3年間は毎年1回以上、フルタイムで1年以上の雇用見込がある派遣労働者は概ね8時間以上の教育訓練の機会の提供が必要)
(1年以上雇用見込で短時間勤務者は、フルタイム勤務者の勤務時間に比例した時間の訓練機会の提供が必要)
(1年以上雇用見込のない者は、少なくとも入職時の訓練は実施)
・無期雇用派遣労働者には長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容であること

「厚生労働大臣が定める基準」とは

記載以上のコースがある等書ききれない場合は「別紙」として記載する

許可申請・許可更新時のキャリア形成支援制度に関する計画書(様式第3号-2)に基づき実績記入(随時見直し可能)実績が無い場合又は派遣労働者自身がすでに技能・知識を持っているため事項の必要がない(訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確である)場合は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと

小数点以下切捨て

派遣労働者の賃金(1日(8時間あたり)の額)の1時間あたりの金額と矛盾はないか
徳島県最低賃金(令和3年1月1日)※1,046円

様式第11号 (第7面) (第8面)

II 6月1日現在の状況報告

実際に6月1日に派遣した労働者の実人数を記入
* 当日派遣していない者(有給休暇を含む)は除く
* 対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記入

1 派遣労働者の実人数

計算例

協定対象の無期雇用派遣労働者

①の合計 25+2= ②の合計 20+2+5=27

① 派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数

Table with 4 columns: 派遣労働者計, うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者 (無期雇用派遣労働者, 有期雇用派遣労働者), うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者 (無期雇用派遣労働者, 有期雇用派遣労働者). Values include 42, 25, 25, 6, 6, 2, 2, 9, 9.

② 業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内数)

Large table with columns: 計, 無期雇用派遣労働者 (協定対象派遣労働者), 有期雇用派遣労働者 (協定対象派遣労働者). Rows include 01 管理的公務員, 02 法人・団体役員, 03 法人・団体管理職員, 04 その他の管理的職業従事者, 09 建築・土木・測量技術者, 10 情報処理・通信技術者, 11 その他の技術者, 12 医師, 12 薬剤師, 12 歯科医師, 獣医師, 13 看護師, 13 准看護師, 13 保健師, 助産師, 14 診療放射線技師, 14 臨床検査技師, 14 その他の医療従事者, 25 一般事務従事者, 26 会計事務従事者, 49・50 生産設備制御・監視従事者, 51 機械組立設備制御・監視従事者, 52・53 製品製造・加工処理従事者, 54 機械組立従事者, 66 建設従事者, 67 電気工事従事者, 73 その他の運搬・清掃・包装等従事者, 99 分類不能の職業.

一人で複数の業務に対して派遣している場合は、主たる業務に入れて下さ

第7～8面② 参考：日本標準職業分類(総務省)に基づき記載

紹介予定派遣や産前産後休業の代替等
へき地の医療機関への看護師等の派遣することが認められていることに注意

主な特定製造業務

一部派遣禁止業務が含まれていることに注意

「99分類不能の職業」に有る場合、派遣業務内容を余白に記入

③ 特定製造業務従事者の実人数(①の内数)

「特定製造業務」=物の製造業務(物の融解、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務)

Table with 3 columns: 特定製造業従事者 計, 無期雇用派遣労働者 (協定対象派遣労働者), 有期雇用派遣労働者 (協定対象派遣労働者). Values include 3, 3, 3.

許可・更新・変更届出にて、特定製造業務への労働者派遣を行うとした場合、人数記載があること

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内数)

Table with 3 columns: 計, 無期雇用派遣労働者, 有期雇用派遣労働者. Rows include 法第40条の2第1項第2号(高齢者), 法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務), 法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務), 法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替), 法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替).

派遣契約書に基づき①の内数として人数を記載

「有期プロジェクト業務」事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの
「日数限定業務」その業務が一箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務

様式第11号 (第9面)

実際に6月1日に派遣した労働者の実人数を記入
*** 当日派遣していない者(有給休暇を含む)は除く**
*** 対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記入**

⑤ 日雇派遣労働者の**実人数**

日雇派遣労働者 計	i ~ ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
4	2		2							

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の**実人数** (⑤ i ~ ivの合計)

日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の**業務別実人数**(⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
		協定対象派遣労働者
4-1 情報処理システム開発	2	
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内	2	
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 OAインストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

第9面⑤の人数のうち、「i ~ ivに該当しない者」欄の日雇派遣労働者は、必ずいずれかの業務に該当する
 複数の業務に対して派遣している場合は、**主たる業務**に記入

労働者派遣法施行令第4条第2項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まない

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の**実人数**(⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

6月1日現在の**登録者数**
 (6月1日当日に派遣されている者を含み、かつ、1年以内に派遣されたことが無い者を除く)
登録制度がある事業所は実数を記載

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

6月1日の派遣労働者(第7面①の人数)についての加入状況

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	13	—	2
健康保険	27	13	—	2
厚生年金保険	27	13	—	2

※「通算雇用期間1年未満の無期雇用派遣労働者」は「雇用見込みが1年以上の労働者」の「無期雇用派遣労働者」に人数を含める

※未加入者がいる場合
 1.未加入人数
 2.未加入理由
 を空白部分に明記してください。
 又は
 様式第3号-3
 雇用保険等の被保険者資格取得の状況
 報告書を利用し添付してください